

大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官設置要綱

(設置)

第1条 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に対応し、本市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に関する各種施策の戦略的な推進に寄与するため、大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官（以下「CDO補佐官」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 CDO補佐官は、連携協定締結企業その他の連携関係にある団体に属する者等であつて、適当と認めるものを市長が委嘱する。

(CDO補佐官の役割)

第3条 CDO補佐官の役割は、次のとおりとする。

- (1) DXに関する知識の普及及び教育に関すること。
- (2) DXに関する施策の先進的な事例の情報提供及び助言に関すること。
- (3) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 CDO補佐官の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 CDO補佐官は、無報酬とする。

(守秘義務)

第6条 CDO補佐官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第7条 市長は、CDO補佐官が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) CDO補佐官から退任の申出があつたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他解嘱する必要があると市長が認めるとき。

(庶務)

第8条 CDO補佐官に関する事務は、企画政策部デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、CDO補佐官に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年8月21日決裁）

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。